

平成23年8月4日

日本記者クラブ 記者会見

日本の原子力防災の 現状と課題

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県内への避難者の状況

新潟県内へ避難 されている方々の 構成について	H23.3.31		H23.7.29	
	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）
福島県	8,436	97.9	6,612	96.5
宮城県	91	1.1	186	2.7
岩手県	1	0.0	9	0.1
茨城県	18	0.2	22	0.3
栃木県	-		4	0.1
青森県	-		1	0.0
不明・調査中	68	0.8	15	0.2
合計	8,614	100.0	6,849	100.0

年代区分別	H23.3.31		H23.7.29	
	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）
未就学者数（～6歳未満）	641	7.4	884	12.9
就学者数（6歳以上～15歳未満）	1,026	11.9	1,019	14.9
高校生相当数（15歳以上～18歳未満）	293	3.4	156	2.3
就労者等数（18歳以上～65歳未満）	4,453	51.7	3,514	51.3
高齢者数（65歳以上）	1,649	19.1	927	13.5
不明・調査中	552	6.4	349	5.1
合計	8,614	100.0	6,849	100.0
平均年齢（不明・調査中を除く）	40.80歳		35.10歳	

福島原発事故 避難対応の問題点



情報の決定的不足

事態を判断する、
予測する
情報がほとんど
提供されなかった。

住民の不安



国の対応遅れ と法の不備

政府や災対本部の
対応は後手に回った。
広域災害に対応
する法も欠如している。

住民の不信



混乱した避難

逐次拡大した
避難指示が
大きな混乱
を招いた。

住民の不満

広域的避難への拡大状況



- 3/11 20:50 福島県知事
半径2km避難指示
- 3/11 21:23 内閣総理大臣
半径 3km圏内避難指示
半径10km圏内屋内退避
- 3/12 05:44 内閣総理大臣
半径10km圏内避難指示
- 3/12 18:25 内閣総理大臣
半径20km圏内避難指示
- 3/15 11:00 内閣総理大臣
半径20~30km圏内
屋内退避
- 4/15 16:09 内閣総理大臣
計画的避難区域■と
緊急時避難準備区域□
を設定

(半径40kmを超える区域を含む。)

中越沖地震の経験は活かされたのか

情報提供のあり方

事業者と原子力安全・
保安院の対応は不十分
住民目線の情報提供なし

緊急時の事業者 の対応

脆弱な危機管理体制
緊急時対策室や
モニタリングは機能せず

原災法の問題点

複合災害への対応
広域災害への対応

風評被害

国による影響評価がされず、
全世界への発信が不十分



【火災を起こした3号機所内変圧器】

2007. 7. 16

新潟県中越沖地震

M 6.8

原発の揺れ 680ガル



【水素爆発を起こした3号機】

2011. 3. 11

東日本大震災

M 9.0

原発の揺れ 550ガル

原子力規制機関の分離、独立



経済産業省

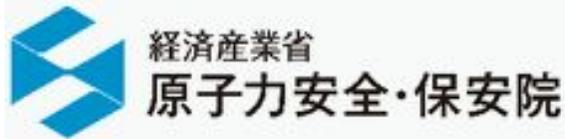
Ministry of Economy, Trade and Industry



経済産業省

資源エネルギー庁

<現行>
電力会社
を規制



経済産業省

原子力安全・保安院

原子力安全・保安院 (NISA)

Nuclear and Industrial Safety Agency

報告

審査



内閣府

Cabinet Office, Government of Japan



原子力安全委員会

Nuclear Safety Commission of Japan



アメリカ合衆国原子力規制委員会 (NRC)

Protecting People
and the Environment

国・自治体の計測値7000余りを@nnistarさんがプロットした地図を見て、この等値線を引いた。

- 8 $\mu\text{Sv/h}$ 以上
- 4 $\mu\text{Sv/h}$ 以上
- 2 $\mu\text{Sv/h}$ 以上
- 1 $\mu\text{Sv/h}$ 以上
- 0.5 $\mu\text{Sv/h}$ 以上
- 0.25 $\mu\text{Sv/h}$ 以上

行政による措置

- 20km圏 (避難完了区域)
- 計画的避難区域
- 緊急時避難準備区域



福島第一原発から漏れた放射能の広がり Radiation contour map of the Fukushima Daiichi accident

初版4月21日、改訂版6月18日

等値線作成：早川由紀夫 (群馬大学) (kipuka.blog70.fc2.com/)

@nnistarさんの地図 (www.nnistar.com/gmap/fukushima.html)

Contour lines drawn by Yukio Hayakawa (Gunma Univ.),
Source: @nnistar

地図製図：萩原佐知子

背景地図にはGoogle Maps (maps.google.com) を使用しました。

初版4月21日、改訂版6月18日

放射能基準値の比較

		放射性ヨウ素	放射性セシウム			セシウム137	ストロンチウム90
日本 (暫定規制値)	飲料水	300	200	ウクライナ	パン・パン製品	20	5
	牛乳	300	200		じゃがいも	60	20
	野菜類	2,000	500		野菜(根菜、葉菜)	40	20
	穀類		500		果物	70	10
	その他	魚介類 2,000	肉・卵・魚 ・その他 500		肉・肉製品	200	20
事故前 (WHO)	飲料水	100			魚・魚製品	150	35
					卵(1ヶあたり)	6	2
					飲料水	2	2
					コンデンスミルク	300	60
					粉ミルク	500	100
					野生イチゴ・キノコ(生)	500	50
					野生イチゴ・キノコ(乾燥)	2500	250
					その他	600	200
				幼児食品	40	5	

原子炉からの廃水(国際基準)

2000年12月26日 厚労省告示第399号

放射性セシウム

→ 廃水基準90Bq/kg(通常時)

1997年ウクライナ保健省は食品と飲料水中のセシウム137とストロンチウム90に関する新しい許容濃度を承認。上記に示すような濃度の放射能を含む食品を日常的に標準的な量摂取を続けた場合、その人がセシウム137とストロンチウム90からそれぞれ年間1ミリシーベルトの被曝を受けることになる。

いかなる人に対しても、食品からの内部被曝量が年間1ミリシーベルトを超えない